

夫婦の氏に関する海外法制

令和8年7月
法務省民事局

	英国※1 	米国※2 (NY州、カリフォルニア州) 	フランス 	ドイツ★1 	スイス★2 
夫婦の氏	同氏、別氏、結合氏 いずれも可	同氏、別氏、結合氏 いずれも可	・別氏(生来の氏) ・上記に加え、使用の氏として、配偶者の氏や結合氏を称することも可※3	同氏、別氏、結合氏 いずれも可	・原則として別氏(婚姻時の氏) ・ただし、同氏も選択可能
子の氏	父母が自由に選択可(出生時に決定)	父母が自由に選択可(出生時に決定)	父の氏、母の氏、結合氏のいずれか(第1子の出生時に決定)	・同氏、結合氏の場合は父母の氏 ・別氏の場合はいずれかの氏又は結合氏(出生時に決定)	・別氏の場合はいずれかの氏(婚姻時に決定) ・同氏の場合は父母の氏
兄弟姉妹の氏	異なる場合あり	異なる場合あり	共通	異なる場合あり	共通
	タイ★3 	トルコ★4 	近時の法改正等 ★1 ドイツ 1994年に施行された改正法により、同氏が原則であるものの、別氏も選択可能となった。2025年に施行された改正法により、同氏が原則ではなくなるとともに、結合氏も選択可能となるなど、氏の選択が更に柔軟化された。 ★2 スイス 2013年に施行された民法改正法(氏及び市民権)により、別氏が原則とされた(それまでは同氏のみ)。 ★3 タイ 2005年に施行された改正個人名法により、同氏(妻の氏)又は別氏を選択することも可能となった(それまでは同氏(夫の氏)のみ)。 ★4 トルコ 2023年2月22日の憲法裁判所の判決により、原則として同氏(夫の氏)、例外として妻につき結合氏と定める民法の規定が違憲とされた。その後、議会において同規定の改正に向けた議論が行われているが、2026年7月現在、改正は行われていない。		
夫婦の氏	同氏、別氏いずれも可	・同氏(夫の氏) ・ただし、妻については結合氏(夫の氏の前に婚姻前の妻の氏を付加)も可能 ・別氏(ただし、一定の裁判手続を経る必要あり)			
子の氏	・同氏の場合は父母の氏 ・別氏の場合はいずれかの氏(出生時に決定)	父の氏			
兄弟姉妹の氏	異なる場合あり	共通			

※1 慣習による。※2 州により異なる。※3 法制上認められる補助的・付加的な氏(例:配偶者の氏を名乗りたい場合、その氏を「使用の氏」とする。)。身分証書(出生証書など)には記載されないが、身分証明書等に記載することが可能